

## 平成26年度 標茶町各会計予算の概要

第3回定例町議会において、平成26年度の補正予算が可決されました。一般会計の補正予算は再生可能エネルギー導入事業、新規就農者支援事業、農業振興施設整備事業補助金、育成牧場関係経費、道路維持補修関係経費、釧路北部消防事務組合負担金、学校施設非構造部材調査設計などで、1億998万2千円を追加し、予算額は107億2,228万4千円となりました。

そのほか各会計の補正予算額・一般会計の主な補正内容は次のとおりです。

(単位：千円)

会計別	補正前予算額 (A)	9月補正額 (B)	補正後予算額 (C) = (A) + (B)	
一般会計	10,612,302	109,982	10,722,284	
特別会計	国民健康保険	1,270,829	—	1,270,829
	下水道	720,000	1,500	721,500
	介護保険	1,442,193	9,647	1,451,840
	後期高齢者医療	114,624	—	114,624
合計	14,159,948	121,129	14,281,077	

補正  
予算

(単位：千円)

区分	主な補正予算	事業費	内容
総務費	再生可能エネルギー導入事業	5,500	
	塘路地区地上デジタル放送電波受信施設整備事業	6,400	
民生費	業務委託料	2,055	予防接種
衛生費	合併処理浄化槽設置整備事業	5,240	補助金
農林水産業費	新規就農者支援事業	16,205	
	農業振興施設整備事業	10,700	補助金
	農道等整備事業	2,500	補助金
	育成牧場関係経費	5,100	修繕料ほか
	農業用水道施設補修事業	4,500	配水管、計装機器
土木費	町道維持補修関係経費	14,582	原材料費ほか
消防費	釧路北部消防事務組合負担金	10,517	
教育費	学校施設非構造部材調査設計	8,772	
災害復旧費	道路災害復旧	7,900	

### 東京・標茶ふるさと会

## 参加しませんか？

東京・標茶ふるさと会では、本町出身の方や本町に縁のある方々が集まり「ふるさと標茶」の応援団として活動をしています。

下記の日程で東京・標茶ふるさと会総会の開催が決まりました。本町在住の方も参加できますので、参加を希望する方は下記へ申し込みください。なお、交通・宿泊は個人での手配となります。

■日時／11月16日(日)、午後1～3時

■場所／ホテルグランドヒル市ヶ谷

(東京都新宿区市谷本村町4-1)

■申込締切／10月31日(金)

■申し込み・問い合わせ／役場企画財政課地域振興係 (2階⑮番窓口 ☎485-2111内線223)

## 地域の祭りを盛り上げよう

磯分内連合振興会では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により盆踊り大会用「アルミやぐら」と物置を整備しました。

この事業は、同センターが全国自治宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、住民のコミュニティ活動を促進し、その健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報を目的に行われています。

今回の整備によって、地域イベントの推進と住民のコミュニティ活動が活発に行われることが期待されます。

■問い合わせ／役場企画財政課地域振興係 (2階⑮番窓口 ☎485-2111内線223)



10月5日(日)は標茶町長選挙の投票日です

# 必ず投票に行きましょう



投票所・投票時間は下記のとおりです。

なお、後日、入場券を郵送いたしますので、投票所と開閉時刻を確認して投票してください。

投票区名	投票所名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
第1投票区	標茶町役場	午前7時	午後8時
第2投票区	標茶町コンベンションホールういず		午後8時
第10投票区	磯分内酪農センター		午後7時
第6投票区	虹別酪農センター		午後6時
第16投票区	塘路住民センター		
第17投票区	阿歴内公民館		
第19投票区	茶安別農村環境改善センター		
第3投票区	栄コミュニティハウス		午後5時
第4投票区	多和コミュニティハウス		
第5投票区	弥栄国際交流館		
第7投票区	中虹別コミュニティハウス		
第8投票区	上虹別コミュニティハウス		
第9投票区	萩野コミュニティハウス		
第11投票区	上御卒別へき地保健福祉館		
第12投票区	中御卒別集落改善センター		
第13投票区	沼幌地区世代交流センター		
第14投票区	久著呂農村環境改善センター		
第15投票区	茅沼コミュニティハウス		
第18投票区	上茶安別構造改善センター		

## 期日前投票を利用してください

「期日前投票」は、選挙期日前でも、選挙期日における投票と同じく直接投票することができ、投票がしやすくなっています。

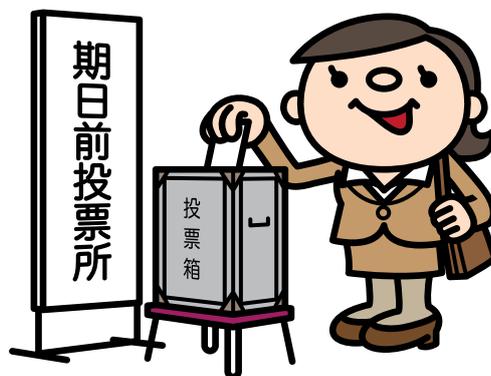
対象者は、一定の事由（例えば、レジャーや買い物・仕事などの私用で投票日に投票区内にいないなど）に該当すると見込まれる方です。

### ●期日前・不在者投票の期間

10月1日(水)～4日(土) 午前8時30分～午後8時

### ●期日前・不在者投票の場所

役場 1階会議室



ご不明な点は、選挙管理委員会(☎485-2111内線292)へ問い合わせください